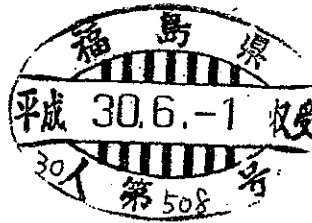




30行推第1号
平成30年6月1日

福島県行財政改革推進本部長
福島県知事 内堀 雅雄 様



福島県行財政改革推進委員会
会長 横道 清孝



行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・創生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・創生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化、効果的な情報発信など積極的な取組を進めており、適当であると評価できます。

なお、復興・創生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 復興のステージに応じて、必要とされる事業や支援の内容は変化することから、各市町村が抱える課題や要望を適切に把握し、事業の成果を確認しながら、現場の状況を踏まえた施策を進めていくことが求められる。
- 2 原子力発電所事故に伴う風評の払拭に向けて、放射線に関するリスクコミュニケーションの取組強化を図る国と連携しながら、安全・安心に関する情報等を国内外にわかりやすく、継続的に発信していくことが求められる。
- 3 復興・創生に向けては、国や市町村のみならず、企業や各種団体など多様な主体との連携・協働を更に進め、民間の柔軟なアイデアや独自の手法を取り入れた効果的な事業展開が求められる。
- 4 復興・創生業務を適切に執行するためには、引き続き必要な人員の確保と自治体職員として必要かつ十分な知識や能力等を備えた人材の育成に取り組むとともに、ICTを活用した業務の効率化等を検討していくことが求められる。
- 5 復興・創生を着実に推進していくため、復興のステージに応じて必要となる財源について、引き続き国に強く働き掛け、十分な予算を確保していくことが求められる。